

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		現行	
		別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
栃木県	（略）	岩手県	所在地	岩手県	所在地
湯本二〇七	（略）	宮古市宮町一の三 の二九 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市緑ヶ丘五の 二九 宮古市佐原三の二 一の四	盛岡地方檢察庁宮古支 部 宮古区檢察庁 宮古労働基準監督署	宮古市宮町一の三 の二九 宮古市宮町一の三 の二九 宮古市緑ヶ丘五の 二九 宮古市佐原三の二 一の四	盛岡地方檢察庁宮古支 部 宮古区檢察庁 宮古労働基準監督署
那須郡那須町大字	（略）	釜石市小佐野町三 の八の二四 釜石市鶴住居町第 七地割一三の七	盛岡地方整備局南三陸 国道事務所 釜石税務署	釜石市小佐野町三 の八の二四	釜石市小佐野町三 の八の二四
那須御用邸管理事務所	（略）	東北地方整備局三陸国 道事務所宮古維持出張 所	釜石税務署	釜石市小佐野町三 の八の二四	釜石市小佐野町三 の八の二四
那須御用邸管理事務所	（略）	釜石市小佐野町三 の八の二四	釜石税務署	釜石市小佐野町三 の八の二四	釜石市小佐野町三 の八の二四

(略)	
(略)	那須郡那須町大字 湯本二〇七 那須郡那須町大字 湯本二〇七の二
(略)	那須御用邸皇宮護衛官 派出所 関東地方環境事務所日 光自然環境事務所那須 自然保護官事務所
(略)	
(略)	那須郡那須町大字 湯本二〇七
(略)	那須御用邸皇宮護衛官 派出所